

明石市長 丸谷 聡子 様

明石市学校給食会に対する会計監査実施要領により、令和6年度明石市学校給食会（小学校・特別支援学校部門）の会計監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告します。

令和7年5月30日
公認会計士 河合 良昭



会計監査報告書

I 監査の対象

明石市学校給食会（以下、学校給食会という）の小学校給食における財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項、その他会計に関する重要な事項

II 監査実施期間

令和7年5月22日から令和7年5月30日

III 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

IV 監査の方法

学校給食会及び教育委員会事務局にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を受け、財務会計処理が適正に行われているかについて監査を実施した。

V 監査の結果

財務会計処理はおおむね適正に行われており、上記財務書類は、学校給食会の運営状況を適正に表示していると認められる。

VI 検討事項

1. 消費税等の税務申告について（中学校給食と共通の課題）

現在、学校給食会は法人格を有さず、収益事業を行っていないことから、法人税や消費税等の税務申告を実施していない。しかしながら、学校給食会は学校に対して食材の調達・供給を事業として行っており、消費税に関しては申告・納税義務が生じる可能性が大きい。このため、消費税の申告に関して速やかに税務専門家への相談等の対応を行う必要がある。

2. 給食費の未収状況の把握について

令和 6 年度においても給食費の未収率は、学校関係者の努力の結果全国平均及び兵庫県平均を下回る 0.07%程度（現年分のみ）を継続できていた。

令和 2 年度より各学校からの報告様式を見直したことで、学校給食会として回収状況の詳細を把握することができるようになった。しかしながら、依然として過年度分の回収状況は良いとは言えない。

各学校において回収努力がなされているとのことではあるが、依然として収入未済額が残存している状況が継続している。なお、民法改正により給食費債権の消滅時効は 5 年となったことにより、令和 5 年度より令和 2 年度に発生している収入未済額は欠損処理を行っていない。

（単位：円）

	調定額（※）	収入額	収入未済額（※）
令和 3 年度	1,163,972	245,289	918,683
令和 4 年度	769,514	359,560	409,954
令和 5 年度	725,085	284,028	441,057
令和 6 年度	1,081,242	221,499	859,743

※欠損処理等前の額

（学校給食会作成資料より）

過年度分対象者は各学校を卒業している場合も多いため、過年度分の回収状況が良くなるような仕組み作りが必要である。

3. 一人当たり食材支出の増加について（中学校給食と共通の課題）

下記のように令和 6 年度は 1 食あたりの平均食材支出額が物価高騰により大きく増加している。

	1食あたりの 平均食材支出額 (円)	1食あたりの 給食費 (円)
小学校・養護学校 (29校)	296.20円	298円 (養護 306円) (40円公費助成)

(学校給食会作成資料より)

原価管理の徹底および公費助成の増額により、小学校では支出額を給食費の範囲内に抑えることができた。しかし、今後も物価の高騰が続くことが見込まれるため、引き続き原価管理の強化に注力することが望まれる。

なお、予算策定段階で想定されないような物価高騰によって規定水準の給食の提供が困難となる場合には繰越金の活用も想定されるが、その際は繰越金の使用に一定のルールを設けることが望ましい。

<過年度検討事項>

1. 在庫管理の実施について (中学校給食と共通の課題)

生鮮食品等を扱うこと及び毎日違う献立になることから同じ食材の大量発注とはいかないだろうと思われるが、在庫管理を行うことで必要なものを必要な数量を発注することができるようになる。使い切りが原則と聞くと、賞味期限が長い調味料のように保存可能なものについては在庫として保存し利用することでトータルの発注コストを削減することも可能となる。在庫スペースが確保できるのであれば、同じ材料を使用する時もあると思われるので、価格高騰の際にも低価格時に購入することができるようになるというメリットもある。

今後も物価高騰の状況が継続すると見込まれるため、検討事項3とも密接に関連するが、調味料等の保存可能な品目については、適切な時期に購入するなどの工夫により、原価低減のための対策を講じていくことが望ましい。